

通級による指導の種類と指導例

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定

言語障がいのある児童生徒への通級による指導



【障がいの程度】

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者で、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善にかかわる指導、話しことばの流ちょう性の改善や吃音のある自分との向き合い方にかかわる指導、読み書きに関する指導等があります。

自閉症のある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、個別指導で学んだ知識・技能を音楽や運動、ゲームや創作活動などの実際の・具体的な場面で活用・適用して、実際の生活や学習に役立つようにするとともに、学校の決まりや適切な対人関係を維持するための社会的ルールを理解するなど、社会的適応に関することを主なねらいとした指導等があります。



情緒障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、社会的適応性の向上を目的に取り組んだり、人のかかわりを円滑にし、生活する力を育てたりすることを目標に指導等を行っています。また、自尊感情の低下により生じる困難さに対し、人前で話すことや発表することに自信をもてるようにする指導やグループでの活動に参加意欲を高める指導等を行っています。



通常の学級で、何らかの学習上又は生活上の困難さを抱えていて、本人は困っていることが多い状態だと思われます。そのため、一人一人の「障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導」として、自立活動が設定しており、その中で、一人一人に応じた特別の指導が個別の指導計画を基に行われています。

参考：「文部科学省 改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引」（海文堂、平成30年8月）

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

*参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）

通級による指導の種類と指導例

障がいによる種々の困難さを改善・克服するための自立活動を設定



学習障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と活用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容（例）】例えば、具体的には、困難を示す能力に応じ、以下のような指導が行われています。

- ①聞くことの指導
- ②話すことの指導
- ③読むことの指導
- ④書くことの指導
- ⑤計算することの指導
- ⑥推論することの指導



例えば、⑤に関しては、身近な事象をもとに、数概念を形成する指導や数概念を確認しながら計算力を高めたり、文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章題を解いたりするなどして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等があります。また、④に関して、文字を綴ることが難しい場合には、タブレット端末を活用して板書を写したり、音声入力したりするなど、代替手段の活用について指導を行ったりします。

所属する通常の学級担任と連携を密にして、本人の障がいによる困難さを踏まえて、学習に必要な合理的配慮など必要な支援を考えていきます。

*全ての通級において同様の連携を図っています。

注意欠陥多動性障がいのある児童生徒への通級による指導

【障がいの程度】

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

引用：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

【指導の内容】例えば、以下のような指導が行われています。

①不注意による間違いを少なくする指導

不注意な状態を引き起こす要因を明らかにする努力が大切です。その上で、例えば、刺激を調整し、注意力を高める指導、また、情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返らせるなどして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導等があります。

②衝動性や多動性を抑える指導

指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組めるようにする指導や、作業や学習等の見通しをもたせるなどして集中できるようにする指導、身近なルールを継続して守れるようにさせるなどして、自己の感情や欲求をコントロールするなど、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導があります。

また、LDのある児童生徒と同様に、基本的には、自分の障がいの特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、その困難の軽減を図ることができるようになるための指導等を行っています。

なお、ADHDのある児童生徒の場合、LDや自閉症の障がいの特性を持つ場合もあり、指導の際には、本人の障がいの状態に応じて、課題相互の関連を明確にし、指導すべき課題を明確して取り組んでいます。



参考：「文部科学省 改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引」（海文堂、平成30年8月）

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省、25文科初等756号、平成25年10月）

*参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）